逗子市公共下水道ストックマネジメント計画に伴う管路施設修繕改築詳細設計業務委託

一　般　仕　様　書

特　記　仕　様　書

逗子市　環境都市部　下水道課

逗子市公共下水道ストックマネジメント計画に伴う管路施設修繕改築詳細設計業務委託

一般仕様書

第１章 総則

1.1　業務の目的

本業務委託（以下業務という）は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象施設の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

1.2　一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3　費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4　法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5　中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1.6　秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7　公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

1.8　許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請(占用許可等)に関する事務に必要な図書作成を遅滞なく行わなければならない。

1.9　提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って、発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

（イ）着手届　（ロ）工程表　（ハ）管理技術者届　（ニ）職務分担表

（ホ）完了届　（ヘ）納品書　（ト）業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.10 管理技術者及び技術者及び受注実績

（１）受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

（２）管理技術者は、総合技術監理部門技術士(下水道)、技術士(下水道）かつ下水道管路管理総合技士を有するものとし，業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。

（３）担当技術者は，技術士（総合技術監理部門（上下水道）または上下水道部門（下水道)），かつ下水道管路管理主任技士を有するものとし，業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

（４）受注者は，神奈川県内の官公庁発注による管路施設ストックマネジメント基本計画及び管路施設改築細設計業務の受注実績を有する者とする。

1.11 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12 成果品の照査

（１）受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。

（２）成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

（３）業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

（４）業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意を持ってこれに当り、この

内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.15 擬義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上、これを定める。

第２章 調査

2.1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件(電柱、架空線等)については、 関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2.2 現地踏査

特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

2.3 現場環境調査

道路状況、周辺状況を現地にて把握し、工事の実施における制約条件を確認しなければならない。

第３章 設計一般

3.1 打合せ

（1）業務の実施に当って、受注者は係員と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

（2） 設計業務の着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と発注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

3.2 設計基準等

設計に当っては、発注者の指示する図書及び本仕様書の準拠すべき図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について発注者と協議の上、定めるものとする。

3.3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、係員との協議の上、これらの解決にあたらなければならない

3.4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3.5 事業計画書の確認

受注者は、第２章調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。

3.6 参考資料の貸与

業務に必要な下水道事業計画書、土質調査書、測量成果書、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続きによって貸与する。

3.7 参考文献の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第４章 設計細則(詳細設計)

4.1 設計図の作成

（1）位置図

位置図（Ｓ＝1/10,000～1/30,000）は地形図に施工箇所を記入する。

（2）系統図

系統図（Ｓ＝1/2,500）は、 地形図に設計区間を記入する。

（3）平面図

平面図（Ｓ＝1/500）は、測量による平面図及び道路台帳に基づいて、設計区間の占用位置、マンホール及び立坑の位置・管渠の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離及び管渠の名称及び既設地下埋設物等を記入する。

（4）詳細平面図

詳細平面図（Ｓ＝1/50～1/100）は主要な地下埋設物さくそう箇所、重要構造物接近箇所及び河川、鉄道、国道等横断箇所等特に詳細図を必要とし、係員が指示する場合に平面及び横断図を作成する。

（５）縦断面図

縦断面図（Ｓ＝縦 1/100、Ｓ＝横 1/500）は、平図面と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管渠の位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り、マンホールの種別及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、流入及び交差する管渠の位置、番号、形状、管径、管底高、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管渠の名称等を記入する。

（６）横断面図

横断面図（Ｓ＝1/50～Ｓ＝1/100）は、平図面と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管渠の位置、平面図との対照番号、形状、管径、地盤高、管底高及び地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管渠の名称又は横断位置の名称等を記入する。

（７）構造図

構造図（Ｓ＝1/10～1/100）は、次の要領で記入する。

発注者の下水道設計標準図によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは、縦断面図と同一記号を用いて図面を作成する。

特殊な布設構造図、接続室、雨水吐室及び吐口、伏越、特殊な形状のマンホール及びます等特に構造図を必要とし、仕様書に明記されているもの。

（８）仮設図

仮設図（Ｓ＝1/10～1/100）は、次の要領で記入する。

仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成する。

仮設図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床堀高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。

4.2　各種計算

管渠、管基礎、推進力及び構造計算、仮設計算、補助工法、耐震設計等の計算に当っては、発注者と十分打合せの上、計算方針を確認して行わなければならない。

4.3　数量計算

土工、管、管基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法、事前事後処理等材料別に数量を算出する。

4.4　報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的・概要・位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等を集成するものとする。

第５章 照査

5.1　照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

5.2　照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、技術士（総合技術監理部門（上下水道）、上下水道部門（下水道））かつ下水道管路管理総合技士を有する照査技術者を配置しなければならない。

5.3　照査事項

受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

（１）基本条件の確認内容について
（２）比較検討の方法及びその内容について
（３）設計計画（設計方針及び設計手法）の妥当性について
（４）計算書（構造計算書、数量計算書、耐震設計計算書等をいう。）について
（５）計算書と設計図の整合性について

第６章 提出図書

6.1　提出図書

提出図書は次項により、提出しなければならない。

図書名	縮　尺	形状寸法・提出部数
（１）位置図	1/10,000～1/30,000	原図一式・３部
（２）系統図	1/2,000～1/3,000	〃
（３）施設平面図	1/300～1/500	〃
（４）詳細平面図	1/100～1/300	〃

（５）縦断面図	縦 1/100，横 1/300～1/500	〃
（６）横断面図	1/50～1/100	〃
（７）構造図	1/10～1/100	〃
（８）仮設図	1/10～1/100	〃
（９）水理計算書		Ａ４・３部
(10) 構造計算書（耐震設計計算書を含む）		〃
(11) 数量計算書		〃
(12) 報告書		〃
(13) 特記仕様書		〃
(14) 打合せ議事録		〃
(15) その他の資料		原稿一式
(16) 電子データ（CD-R）		３部

第７章 参考図書

7.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。これら以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ係員の承諾を受けなければならない。

（１）発注者の下水道構造標準図
（２）発注者の下水道設計基準
（３）発注者の道路埋設標準定規
（４）下水道施設設計指針と解説（日本下水道協会）
（５）下水道維持管理指針（日本下水道協会）
（６）小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
（７）下水道管路施設設計の手引き（日本下水道協会）
（８）下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
（９）下水道施設耐震計算例－管路施設編（日本下水道協会）
(10) 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
(11) 下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
(12) 水理公式集（土木学会）
(13) コンクリート標準示方書（土木学会）
(14) トンネル標準示方書（シールド工法編）・同解説（土木学会）
(15) トンネル標準示方書（山岳工法編）・同解説（土木学会）
(16) トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
(17) 道路技術基準通達集（国土交通省）
(18) 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
(19) 道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
(20) 道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
(21) 道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
(22) 共同溝設計指針（日本道路協会）
(23) 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
(24) 水門鉄管技術基準（電力土木技術協会）
(25) 改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
(26) 港湾の施設の技術上の基準・同解説（日本港湾協会）

逗子市公共下水道ストックマネジメント計画に伴う管路施設修繕改築詳細設計業務委託

特記仕様書

１．目　的

本業務は、逗子市公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、管路施設の改築・修繕工事を行うために必要な設計図書の作成を行うものである。

２．適用範囲

本仕様書は、「逗子市公共下水道ストックマネジメント計画に伴う管路施設修繕改築詳細設計業務委託」の特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は「業務委託一般仕様書」によるものとする。

３．業務の対象

（１）業務名称　　逗子市公共下水道ストックマネジメント計画に伴う管路施設修繕改築詳細設計業務委託

（２）位　　置　　逗子市 地内

（３）設計条件項目　設計条件項目表による。

設計条件項目表

項　　目	設　計　条　件
工　　期	契約日～令和 ９年 ３月 31 日
ストックマネジメント計画対象路線	管更生工法　φ800㎜ 以下　L=396.00m φ800㎜ 以上　L=558.00m
	修繕工法　φ800㎜ 以上　L=66.00m
特別重点調査　対象路線	管更生工法　φ800㎜ 以上　L=110.00m
腐食劣化調査工	３箇所・６試料 （コア・ソフトコア採取・圧縮強度試験・中性化深さ試験）
施工法等の比較検討	修繕工法における対策検討
報 告 書 作 成	詳細設計の取りまとめ
設　計　協　議	中間打合せ３回
耐　震　設　計	レベル１地震動、（レベル１及びレベル２地震動）
設 計 条 件 補 正	有（　　）、　無
地 盤 条 件 補 正	有（　　）、　無
工 区 数 補 正	工区
そ の 他 補 正	有（　　）、　無

４．特記事項

（１）本委託業務の成果品について会計検査院の会計実地検査が実施されるときは、必要な資料の提供、技術的な助言等を行わなければならない。